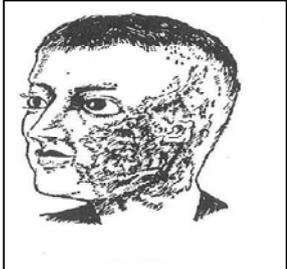
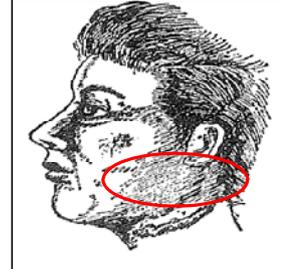


## 現行の外ぼう障害の障害等級認定について

区分	外ぼう障害の程度	障害等級及び補償額		障害等級認定基準及び 障害補償の額
		男	女	
外ぼうの著しい醜状	 <p>顔面に第2度ないし第3度の火傷を負った後も顔面の瘢痕はほとんどその全域に及ぶもの</p>	7級 (準用)  131日分 (年金)	7級  131日分 (年金)	<p>【判断基準】 男性のほとんど顔面全域にわたる瘢痕で人に嫌悪の感を抱かせる程度のものについては、第7級を準用する</p> <p>【障害補償の額】 男女とも、 給付基礎日額131日分の年金を支給 ※給付基礎日額とは、原則として平均賃金に相当する額</p>
	 <p>顔面左半分に火傷を負い、鶏卵大面以上の瘢痕が残っているもの</p>	12級  156日分 (一時金)	7級  131日分 (年金)	<p>【判断基準】 次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のもの</p> <p>①頭部にあつては、手のひら大(指の部分は含まない。)以上の瘢痕又は頭蓋骨の手のひら大以上の欠損</p> <p>②顔面部にあつては、鶏卵大面以上の瘢痕、長さ5センチメートル以上の線状痕又は10円銅貨大以上の組織陥没</p> <p>③頸部にあつては、手のひら大以上の瘢痕</p> <p>【障害補償の額】 男性: 給付基礎日額の156日分の一時金 女性: 給付基礎日額131日分の年金</p>
	 <p>後頭部、後頭部、背部に第3度の火傷を負い、治ゆ後、後頭部及び後頭部の全面、背面の1/4の面積にわたる広範なケロイド性瘢痕を残したもの</p>	12級  156日分 (一時金)	7級  131日分 (年金)	
	 <p>左頬部受傷治ゆ後、左頬部から上嘴唇中央に達する長さ9.8cmの線状痕(一部皮膚の隆起を伴う)を残すもの</p>	12級  156日分 (一時金)	7級  131日分 (年金)	
外ぼうの醜状	 <p>左側頭部に切創を負い、治ゆ後、左下頭骨下縁から約1cm離れて、これと平行する長さ6cmのケロイド様の瘢痕が残ったもの</p>	14級  56日分 (一時金)	12級  156日分 (一時金)	